令和3年度第1回MaOIセミナー開催業務委託契約書

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

　（目的）

1. 甲は、甲が別に定める「令和3年度第1回MaOIセミナー開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

　（注意義務）

1. 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

　（守秘義務）

1. 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。

　（個人情報の保護）

1. 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

　（委託期間）

1. この委託期間は、契約締結の日から令和3年6月25日までとする。

　（申出義務）

1. 乙は、甲の定める仕様書の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託契約額）

第７条　甲は、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金\*\*\*\*\*\*　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\*\*\*\*\*円）を支払うものとする。

２　前項の消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第１項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。ただし、消費

税法等の改正等により委託費に乗ずる率を変更する場合には、甲乙協議の上、取引に係る消費税及び地方消費税の額及び委託費の変更を行うものとする。

　（支払方法）

第８条　乙は、第14条第２項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

　（契約の変更）

第９条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

　（契約の解除）

第11条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

　(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

　(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

　(4) 乙が第２条から第４条の規定に違反したとき。

　(5) 乙が次のアからキに該当した場合

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

 　イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

 　ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

　　カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

３　甲又は乙は、正当な理由により１月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

　（損害賠償責任）

第12条　乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

　(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

　(2) 前条第２項又は第３項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

２　乙は、前条第２項又は第３項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

　（処理状況の報告等）

第13条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

　（委託業務成果品の提出）

第14条　乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に定める成果品を、速やかに甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の規定により乙から成果品の提出を受けたときは、速やかに業務の内容を検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

　（契約解除後の成果品の提出）

第15条　甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後５日以内に既履行部分までの成果品を甲に提出しなければならない。

　（委託費の処理）

第16条　甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

２　甲は、乙が第２条から第４条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

　（著作物の帰属）

第17条　この契約に基づき作成された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

（合意管轄）

第18条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（留意事項）

第19条　委託事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第７条第２項で規定されている合理的配慮について留意 すること。

（定めのない事項の処理）

第20条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　令和3年　5月　\*\*日

（甲）静岡県静岡市清水区日の出町９番25号

清水マリンビル2階

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構

代表理事　　松永　是

 （乙）

（別記）

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

　乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

　乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

　乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

　乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

　乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

　乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

　乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取得状況の報告等

　甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

令和3年度第1回MaOIセミナー開催業務委託仕様書

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構を甲とし、\*\*\*\*\*\*\*\*\*を乙として締結した、令和3年度第1回MaOIセミナー開催業務委託契約については、当該契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

　なお、委託業務の内容に変更があったときは、両者別途協議の上、決定する。

１　目的

　甲は、大学、研究機関、企業や水産関係等の事業者、金融機関、産業支援機関、行政機関など多様な主体が参画する会員制ネットワーク組織である「マリンオープンイノベーションフォーラム（MaOIフォーラム）」を令和元年10月に設置した。

　甲は、フォーラム設置後からセミナーを開催しており、本年度（令和3年）も同様に開催する。甲のフォーラム活動ならびに連携している機関等を紹介し、会員に幅広く情報発信するとともに新規会員の獲得を図る。

2　業務内容

（１）セミナー概要

乙は、下表の開催概要に沿って、セミナー開催に必要な手配や調整を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和3年6月16日（水）午後14時から午後16時予定 |
| 開催方法 | ウェビナーを使用したライブ配信（甲が所有するアカウント利用可）・事前登録制とし、申し込みにあった者のみ視聴できる体制とすること・講師が都内、熊本、静岡から発表となるので、各拠点を結ぶこと |
| 講師 | ・基調講演　1名・事例報告　2名（全て甲が手配済み） |
| 内容 | ・冒頭5分程度主催者挨拶を甲から行う・基調講演　50～60分程度・取り組み事例を2件発表　20～30分程度 |
| その他 | ・基調講演講師が都内から講演を行うため、都内スタジオもしくは貸会議室等をメイン会場として司会者を配置すること・セミナー開催中はウェビナーのチャット画面を利用して質問を受付けること・タイトルもしくは甲のロゴ看板を制作しメイン会場（都内）に設置すること・講演者の氏名、発表タイトル等のスライドを制作し発表時に表示すること・事例報告の講演者はそれぞれの場所（熊本、静岡）から講演を行う・事業報告講演者から映像が配信できない場合は音声で対応できるようにすること（講演者の発表データは甲から乙に提供） |

（２）セミナー運営業務

乙は、セミナーを円滑に行うため、次の業務を行う。

①会場手配（都内）、配信体制の構築

②円滑なセミナー運営に必要な機材、担当者の配置

③台本の作成

④配信用テロップの作成

⑤ウェビナーの機能を使用し参加者へのアンケート調査・集計

⑥会場の新型コロナウイルス感染症対策を講じること

３　業務実施

1. 本委託作業に必要な物品等は、乙が調達及び準備すること。
2. 本委託作業にて必要な機器環境は、原則として乙が準備すること。
3. 本委託作業は進度に応じてその先の方針を判断しつつ進めるため、報告及び協議は甲の担当者と必要に応じて行うこと。

４　成果品

次のものを成果品として1部提出すること。（文書は印刷物も含む）

1. 実績報告書
2. 参加者アンケートの集計結果
3. 本業務において作成した資料
4. セミナーの動画（USBにて提出すること）
5. その他甲が乙と合意の上、成果品として提出を求めるもの

５　納入場所及び納入期限

1. 納入場所：一般財団法人マリンオープンイノベーション機構
2. 納入期限:令和3年6月25日（金）　厳守すること

６　その他の要件

６-１　秘密保持

　　乙は、契約期間及び契約終了後も、本作業により知り得た甲の業務上の情報について厳密に保持するとともに、本関係者以外に漏洩してはならない。ただし、公知の事実に関してはその限りではない。

6-2著作権

1. 著作権の帰属

本委託作業の成果品等納入物品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。また、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）については行使しないこと。

1. 権利侵害の排除

乙は、本委託作業の実施による納入物品が第三者の知的所有権または営業秘密を侵害していない事を保障すること。

6-3　その他

1. 請負代金は、検収完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
2. この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。